

# 社会的養護事例の研究

## Analysis of Social Care Case

樋 川 隆

Takashi HIKAWA

### 概 要

2013（H25）年度末に社会的養護関係施設を「自立」を理由に退所した子どもたちは、全国で8,900人余であった。児童福祉法上、施設には退所者に「相談その他の自立のための援助を行うこと」が法定化されているが、施設措置費による裏付けはなく施設の努力に委ねられているのが現状である。

本研究を通じて、社会的養護を必要とする子どもへの施設支援では、入所段階から退所を見通した支援が必要であり、その成否がアドミッションケア、インケアに大きな影響を及ぼすこと。施設退所後は、「変わらない親」を前提に一定の距離感を保った生活を可能ならしめる支援が現実的で効果的であること。それを実現させるには、施設が退所者に「快」と認識できる「実家」機能を保持すること。そのため担当職員個人（「点」）としての関係性の保持による支援から施設（「面」）としての支援への移行が必要であること等が確認できた。

さらに、退所後の支援をより効果的に実施可能とするため、必要経費を措置費上に位置付けるべきであり、また併せて、最低でも20代半ばくらいまでを対象とした社会生活支援策を創設することが必要であるとの結論に至った。

### 1 はじめに

児童福祉法第2条には、子どもの健全な育成に関し、保護者とともに国、地方公共団体も責任を負う旨が規定されている。子どもは、保護者により養育されることが本来であるが、それが困難もしくは当該の保護者に養育させることが不適切な場合、公的な責任で養育する「社会的養護」の仕組みが用意されている。

2013（H25）年度に全国の児童相談所が対応した相談件数<sup>1)</sup>から社会的養護の実態をみると、総相談対応件数は391,997件で前年度比7,736件、2.0%の増となっている。また、相談件数の内、

養護相談件数は127,252件で全体の32.5%であり、前年度よりも10,527件、9.0%増加し相談種別の中で最も高い伸び率を示している。さらに、養護相談の中に占める虐待相談は、73,802件となっており対前年度7,101件、10.6%の増となっている。そのほか対応件数が増加しているものは、非行相談であり、他の相談種別の対応件数は、他前年度比減である。つまり、児童相談所が対応した相談種別で社会的養護関係の相談件数が増加している。しかも、増加した対応件のほとんどを児童虐待に関する相談が占めており、1990（H2）年度から児童虐待の相談件数の統計を取るようになってから一貫して増加傾向を示し、この傾向は今後も継

表1 全国の児童相談所における措置解除件数（養護相談，非行相談）

措置解除養護相談総数		家庭復帰		社会的自立		その他	
児童虐待	児童虐待以外	児童虐待	児童虐待以外	児童虐待	児童虐待以外	児童虐待	児童虐待以外
3661	5249	1812	2701	556	1001	1293	1547
措置解除非行相談総数		家庭復帰		社会的自立		その他	
941		583		71		287	

（\* 福祉行政報告例第13表から作成）

続するものと思われる。

2015（H27）年1月に厚生労働省が示した「児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日現在）」<sup>2)</sup>において、児童養護施設や乳児院などの社会的養護関係施設（里親委託を含む）で支援を受けている子どもの数は47,776人とされている。

各施設での支援を受けた子どもたちは、高校卒業を契機に就職（社会的自立）や進学等を理由に施設を退所し、入所措置もその段階で解除されている。福祉行政報告例によると2013（H25）年度末段階で相談種別が養護相談（児童虐待含む）である8,900人余が家庭復帰や社会的自立を理由として措置解除されている<sup>3)</sup>。社会的養護関係施設は、児童福祉法の規定により退所した児童に対する支援を行うこととなっているが、制度的に十分な形で整備されている段階ではなく、施設職員の個人や施設自体の努力に委ねられている面が強いと言わざるを得ない状況にある。

## 2 研究目的

社会的養護を必要とする子どもは、今後も増加することが想定される。施設を退所した者に対して、入所から退所に至るまでの生活と退所後の生活についての面接調査は散見されるものの研究事例が少ない。事例の臨床研究は、社会的養護を要する子どもへの支援の標準化モデル構築とその質的水準向上につながるの考えから研究を行うこととした。

併せて、過去の臨床研究との比較を行い、施設支援と退所後のケアについての検討を行うことを目的とする。

## 3 研究方法

X県に所在する児童養護施設Zの退所者Aさ

ん（以下「A」とする。）に半構造化面接を実施した。被面接者の選定については、今回の調査に協力していただいた施設の職員が連絡可能で面接の主旨に了解が得られた者とした。事前に質問項目を提示するとともに当日録音すること、録音内容を文字化し研究用に使用すること、等について事前並びに面接当日に説明し了解を得た。また、面接立ち合い者<sup>4)</sup>についても併せて了解を得た。その他は、日本社会福祉学会研究倫理指針に基づき実施した。

面接結果は、グラウンデッド・セオリー法に基づき、逐語化（結果のデータ化）、データの切片化、オープンコーディング、カテゴリー作成、カテゴリー間の関係探索、を行った。

面接日：2014年6月3日（火）の2時間。

面接場所：児童養護施設Zの一室を利用。

なお、被面接者の希望により、協力していただいた職員が同席した。

## 4 ケース概要

### (1) 家族構成

両親とAの3人暮らし。両親の育成歴不明

父親：新聞配達や電気関係の仕事をアルバイト的にしていた。

母親：妊娠3か月時に妊娠中毒の診断。産後に精神的に不安定になる。自律神経失調症の診断がある。服薬治療中とのことであるが詳細は不明。

以前はブリーダーをしていた。本児との関係がうまくいかなくなると「犬の方が金になる」との言葉を本児に向けることが認められた。

A：1990年生まれ。面接時23歳。（施設退所後6年目）

5歳時に「川崎病」との診断を受ける。この診断により母親はAとの密接な関係が構築された。川崎病の後遺症として冠動脈拡張症との診断があるが日常生活上の支障はない。2歳から保育所に通所するが、母親と保育所との間でトラブルが多くその都度転居し保育所も変わっていた。

Aの家庭は、支配的な言動を示す母親を中心に展開しており、父親は母親の意向を追認することが多く強い父性の発揮は認められない。

#### (2) 児童相談所とのかかわり

Aが6歳の時に保育所に登園しないとの相談が初回である。小学校では、不登校相談として関わる。母親が子離れできずにAを手放さず、その結果として不登校の現象を引き起こす構図であったが、母親自身には自覚は認められなかった。児童相談所は、母親の状態や本児家庭の経済的困難さから一時保護の要望が母親から出されたことから小学校4年、5年時と一時保護を実施し、児童養護施設への入所措置を図ろうとするが母親の同意が得られず実現には至らなかった。その後、中学生になってから不登校に加え自家金銭持ち出し等

の行為が認められ、母親が施設入所に積極的に同意し中学1年生の3学期(2月)に児童養護施設Zに入所となった。

児童相談所からの支援目標としては、①生活基盤の提供、②不安の軽減、③男性モデルの提示、の3点が示されていた。

Aは同施設で高校卒業時までの5年間を過ごし、専門学校進学を理由に措置解除された。

#### (3) 施設退所後(措置解除後)の進路

Aは希望通り専門学校に進学し、アパートでの单身生活を開始する。しかし、A自身が描いた生活と実際のそれは、特に孤独感という精神的問題が大きく、単身での生活継続が困難となり実家から通学ようになる。その後、学費問題など経済的問題から中退した。

#### (4) 専門学校中退後から現在

中退後、イベント関係会社に就職するが東日本大震災を契機にイベントが中止される事態となったことから退社。その後出身施設を訪ねた時に当時の職員から紹介された業務に従事し現在に至っている。

表2 「施設入所前」カテゴリ

#### a) 児童相談所とのかかわり

一時保護	一時保護所の常連かというくらいに行った。 毎年1回は行った。 結局母との関係がうまくいっていなかった。 母の気分でしたね。もう耐えられないと言ったら一時保護所に行ったという感じ。 確か最長で3か月くらいいた。
施設入所について	いろいろ複雑でしたね。 中学校の友達、地元の友達といきなりプツツと切れちゃった。 別れも何も言わないまま切れちゃったし、こっちに来て新しい人との関係作るのかな、大変だな。

表3 「施設入所中」のカテゴリ

#### a) 入所当初の気持ち

施設のイメージ	施設の印象が最悪だった。当時は全然中身知らないし。 たぶん施設にすごい偏見のイメージがあった。 入ったらおしまいだみたいに思っていた。
入所当初の気持ち	感覚的に最初は嫌でした。 自分が住んでいるところだから別にいいかなという気持ちになった。

b) 施設での生活

施設生活における満足な点	<p>高校でおもいっし変わったと思いますね。 結構好きなことやらせてもらった。 実家にいるよりも生活に幅ができたというか、何かをやるのに選択肢が持てたところでは幅が持てた。 (ライブ活動のことを) 相談したらやらせてくれた。そこが変わり目だった。 ダメもとで話してダメなことはダメで話をしてくれたし、やっても良いと言ってくれる時もあった。 普通の家かなと思うくらいのはあった。皆がやっているのと一緒にやれているなっていう気持ちはありましたね。 (中学から高校へ進学するとき以外は実家に) 帰りたいと思った日全然ないっす。</p>
施設生活における不満足な点	<p>高校生の時に学校の友達が誰々の家に泊まるという時によく誘われたけど、なかなかそういうのできなかったのが残念でしたね。俺の中では、つまんなかったことですね。</p>

c) 施設退所に向けた動き

進路決定における迷い	<p>俺、優柔不断なんで、考えているうちに三者懇談(の日)が来ちゃって。 就職しますって言ってそういう方向で話が進むなって、多分言わなきゃまずいなと思って……。 自分の中に本当に行きたいっていう確信がなかったのか、まあ、現実見て、いや、お金すごいしな、とか思ったり、もう少し学生したいとか思ったりしていましたね。 (専門学校はお金がかかるので、進路について) 言い出しにくかったのかもしれないですね。 母親は(音響照明関係) 専門学校への進学は大反対だった。でも、自分の気持ちを通そうと思った。</p>
------------	---

表4 施設退所後のカテゴリー

a) 専門学校進学後の生活	<p>一番最初の日かな、学校から帰ってきて部屋に入って、部屋が真っ暗だったときはちょっとショックを受けましたね。あっ本当だ一人だって。それは覚えてます。 だんだん家に帰る時間が遅くなったんですよ。ずっと友達と遊んだりしていました。思っていたほど一人暮らしが良いものではなかった。 (一人暮らし開始から) 一週間くらいからつまらないと思っていましたね。 全然なれなくて、向こうの空気というか。</p>
b) 専門学校中退後の生活	<p>一番のネックはお金、学費がすごかった。 中退後半年か一年フリーターの時期があったんですよ。 音響が好きだったので、イベント関係の仕事をしました。一応正社員として。 仕事の内容が厳しい、時間の拘束がすごい長い。長いことはわかっていたが予想以上に長かった。 体力的にちょっと大変ななっているのは考えていた。 東日本大震災でイベントが中止になり会社が危ないみたいな話になって辞めちゃいました。</p>

表5 これまでの生活の振り返りのカテゴリー

施設経験について	<p>全然プラス、家にいたら趣味さえ持てなかったと思うんですよねそんなくらいすごいことだったんで。 ここで(施設)でいろんな人に会ってバンドとかやらせてもらって、学校に行かせてもらった。 (施設の) 職員と友達、ライブハウスの人とか今になってつながりができてきた。 施設での生活は今になれば相当身になったかなとは思いますがね。 ある程度へこむことがあっても持ち直せるかなって気持ちはしますね。 振り返ると無駄ではなかった。 施設への入所は結果的には良かった。</p>
----------	---

表6 両親との関係のカテゴリー

両親について	話をする機会はあまりない。あえて機会を作らない。 一緒に住んでいるけど、仕事が終わると出かけ夜遅く帰って顔を合わせないようにしている。生活時間帯を別にしてしている。 両親との関係は、あまり問題視していないです。 自分の親だけど、申し訳ないけどあまり興味持ったことがない。
父親について	全体的に仲が良いわけではないので、微妙な関係ですかね。
母親について	普通に話していてもこじれることがあるんで面倒くさい。 どこでどうこじれるのか、わからない人。 1回は話を聴いてくれるんですけど、時間が経つと、「あれ？」みたいになっちゃうんですよ。 「お前より犬の方がお金になる」なんてしょっちゅう言われていた。 向こう（母親）もちよいと変わったかな。以前は干渉してきた。着信履歴がばあー、みたいな感じだったけど今はない。 どこに行っても何時に帰るのかみたいなことを聞かなくなった。

## 5 面接結果

### (1) アドミッションケアについて（表2，表3-a）

A自身が「常連」と表現するくらい母親の要請に基づき児童相談所の一時保護所を利用していった。中学1年時の一時保護は、児童養護施設への入所を前提にしていた。しかし、施設入所に対する事前支援が十分ではなく「中学校の友達、地元の友達といきなりプツツと切れちゃった」、「施設の印象が最悪だった」、「（施設に）入ったらおしまいだ」との考え方を持ったまま入所に至った。A自らが施設生活に満足を感じたと述べるのは高校2年生のことを振り返った時であり、入所から4年が経過している。入所前の施設に対する十分な支援が実施できていれば、Aの気持ちはもっと早く前を向いたのではないか。これから始まる施設生活についての支援、告知の不足からの戸惑いが認められた。

### (2) インケアについて（表3-b）

Aは、高校2年時に学校の友人とバンド活動を開始した。しかし、ライブ活動など施設生活上の決まりから了解が得られないと諦めていたが職員に相談したところ許可が得られた。この経験がA自身に自信をつけ、自分を支持・支援してくれる職員の存在と信頼関係を確認し強化した契機となったようである。

Aからは「普通の家かなと思うくらいのものは

あった。皆がやっているのと一緒のことがやれている」、「実家にいる時よりも生活の幅ができた」、「何かをやるにも選択肢が持てた」など施設生活に対する満足感を示す発言が多かった。この背景には、Aを信頼する職員とその存在に気付いたAとの信頼関係構築があるものと考えられる。

Aが施設の生活を真に受け入れ積極的に了解し言語表現するまでに約4年が経過している。施設入所に至る事前の支援とアドミッションケアからインケアへのスムーズな移行を可能とするための十分な準備と連続性を意識した支援計画樹立の必要性を指摘できる。

Aが示した施設生活の不満な点は、高校生の時に友人相互の家に泊まるのが友人間で行われていたが、これには施設生活のため参加できなかったことを挙げ「つまんなかったこと」と表現している。ただ、満足な点の語りの中で職員に相談した時に「ダメなことはダメで話をしてくれた」と語っているようにできない理由を正面から明確に説明され当時のAなりに納得はしていたようである。

### (3) リービングケアについて（表3-c，表4）

Aは高校と施設側、それに自身が加わった三者懇談での結論であった就職をその翌日に自らの意思で専門学校進学に変更する旨の申し出を行っている。懇談の翌日に意思表明したことについて、自分を優柔不断であると評価しそのため言い出す機会を失っていたが「多分言わなきゃまずいなど

思っ」話したとしている。また、希望する専門学校  
の学費が多額になることから言い出すことに迷  
いがあったようである。

突然ともいえるAの進路変更に対し、施設側  
は反対せず、むしろ積極的にAの意思に沿って動  
いている。この背景には、施設がAのことを十分  
理解し信頼していたこと、これまで母親が支配的  
な対応をする家庭で養育されてきたAの意思を尊  
重することで母親からの支配から脱出することを  
意図していたのではないかと思われる。

いずれにしても急な進路変更により施設の対応  
が大変であったことは想像に難くない。住民票の  
異動や単身での生活開始に伴う諸手続きについて  
は、当時の職員がAに同行して行ったとのことであ  
った。手続き場面では、Aは従的な立場であつた  
と推測でき、A自身が社会的手続きを学習する  
までには至っていなかったものと思われる。

社会的養護関係施設を退所した児童は、実家を  
頼ることが困難な場合が多い。退所後の生活は、  
それまでの施設における生活とは全く違う単身生  
活である。一般家庭出身の子どもも進学や就職に  
より単身生活を経験するが、社会的養護関係施設  
を退所した児童との決定的な相違は、何らかの危  
機の状態時に実家を頼ることが可能であること  
である。それゆえ単身での生活に対する耐性は学習  
しておく必要がある。Aの場合も進学後の初日に  
その場面に遭遇する。Aは、「学校から帰ってき  
て部屋に入って、部屋が真っ暗だったときは  
ちょっとショックを受けましたね。あっ本当に一  
人だって」と表現している。とても印象深い言葉  
であった。施設支援における生活空間の個別化は  
進んでいるが、施設で生活する子どもにとって自  
分以外の者が生活空間を共有することは避けられ  
ず、全くの単身での生活の経験をしにくいことも  
事実である。しかし、この単身生活への精神的耐  
性を学習することは重要なことである。

#### (4) アフターケアについて (表4)

Aが専門学校を退学した理由のうち単身生活に  
対する精神的耐性の不足のほか、経済的問題を見  
逃すことができない。Aが進学した専門学校の  
学費は相当額必要であったようだ。もちろん奨学  
金等の活用を施設側も検討し実施しているが給付  
型奨学金でない限り返済しなければならず在学中

に負債を負うことになる。また、奨学金だけでは  
足りないことからアルバイトも当然にすることと  
なる。一般家庭出身の子どもたちも奨学金とアル  
バイトで学生時代の経済的なやりくりをする点は  
同様であるが、万が一のときに実家を頼ることが  
できないAには大きなハンディといえる。出身施  
設、施設職員を経済面で頼るのは困難性が高い。  
施設として基金等を整備していれば可能である  
が、多くの場合未整備である。

Aは、退学後の就職について、出身施設を訪ね  
職員から現在の仕事に結びつく情報と職を得るこ  
とになった。これもAと施設、職員との信頼関係  
が構築されていたからこそ得た結果と考えられる。

#### (5) これまでの人生の振り返りについて (表5、

6)

Aは、施設生活を振り返り「全然プラス。施設  
での生活は今になれば相当身になったかなとは思  
いますね。無駄ではなかった。」として自己の人  
生にとってプラスと評価している。

また、両親との関係については、「話をする機  
会はあまり多くない。あえて機会を作らない。生  
活時間帯を別にしている。」などと語り、距離を  
置いた対応をしている。支配的であった母親に距  
離をとる対応をしながら「向こう(母親)もちよ  
いと変わったかな。以前は干渉してきた。着信履  
歴がばあーとみたいな感じだったけど今はない。」  
と語り、冷静に母親の変化を見つめている。形  
態としての同居をしながら、精神的には両親、  
特に母親との距離を保つことでお互いに生活し  
やすい空間を見出しているようである。

## 6 考察

社会的養護を必要とする子どもたちは、各種統  
計から今後も増加傾向にある。また、平成25年度  
福祉行政報告例概況で児童相談所が対応した養護  
相談件数127,252件の内、施設入所と里親委託に  
なった件数は、9,662件で養護相談の7.6%、児童  
虐待相談件数の約6%に過ぎず多くの子どもたち  
が自身の家庭並びにそれぞれの地域で生活してい  
る。

子どもに関する第一義的な相談窓口由市町村が  
位置付けられ<sup>5)</sup>児童相談所が専門機関として専門  
的技術の提供など後方支援にまわるようになって

10年が経過した。市町村で子どもの問題を担当する職員に専門性が要求されることはもちろんであるが、現状は道半ばといった状況である。一方、専門機関である児童相談所には、一層の専門性の向上並びに行政機関として管轄する市町村との円滑な業務執行や地域の児童福祉向上に関わる役割が強化されるはずであり、そうあるべきである。

また、施設入所中や退所後の子どもたちについて、臨床的な研究はこれまでも散見されるが、数が多いとは言えない。より質の高い充実した支援を実施するためにも今後さらに臨床研究を進める必要がある。

次にAに関する事例を通しての見解は以下のとおりである。

#### (1) ケースとしての取り扱いについて

Aの場合、児童相談所は養護相談として取り扱っていたが、母親の状態や家庭状況等を勧告すると、本質は児童虐待のネグレクト事例と考えることが適当である。その視点から見ると、安心して暮らせる衣食住の環境が整備され、Aに対し正面から対応する職員が存在する施設生活をA自身がプラス評価していることは理解できる。加賀美は(2008)、子ども虐待の問題を“家族の関係性”崩壊の問題として捉えたとき、社会的養護関係施設は、子どもの発達課題の修復を図り、関係性を回復させる専門機関としてその養育のあり方を大きく転換することが求められている」とした上で、児童養護施設のケアワークの専門性は、衣食住を手段とする関係性の形成にあり「児童養護施設は、衣食住を子どもとのコミュニケーション（やりとり）の場面として位置づけ、質量をどう高めるかということに専門性」を見出すようにすべき<sup>6)</sup>と指摘している。

#### (2) 施設生活について

伊藤(2010)<sup>7)</sup>は、児童養護施設入所中の6～17歳の10人からの聞き取りを行い、衣食住の質的な問題とともに施設の住宅としての美しさや広さなど物理的な環境面からの向上の検討の必要性を指摘している。精神的、物理的に不安定な環境下での生活を余儀なくされていた子どもたちへの生活改善の第一歩としては十分検討する価値はあると考える。また、施設入所の説明が十分ではないことで施設生活に不安を抱く子どもが多く、施設

の最初の出会いの場面で不安を軽減する役割を職員に求めていること、そのニーズが満たされることで「職員への好意」や「職員への信頼感」が醸成されるとし、施設生活の入り口であるアドミッションケアが重要であると指摘している。Aの事例でも同様なことが認められた。

児童養護施設を退所した10人（10代～30代）に生活史についてインタビューした伊部(2013)<sup>8)</sup>はインタビュー結果として、施設入所についての当事者は、「余儀なく」「しかたなく」「自分に問題があったから」「自分が悪かったから」という認識と気持ちを伴っていることを明らかにし、アドミッションケアにおいて、家庭からの分離や生活環境の変化について丁寧なケアが必要であること、子ども自身が自己否定したり自分に問題があると認識していることに「そうではない」と明確に伝えることが、子どもの生と尊厳を大切にしたい援助コミュニケーションとして大切であるとしている。

施設入所の所期の目的を果たすためにも、事前の支援と丁寧なアドミッションケアのあり方は、今後さらに研究されるべき分野である。さらに、伊藤が行ったインタビュー結果で施設生活をプラスに評価する点として、施設での生活は「安心できる生活」、すなわち「必ずだれがいる」、「孤独にならない安心感」、具体的には「『おかえり』と迎えてもらえる喜び」「『留守番』がないうれしさ」「自分と同じ境遇の友達がいる心強さ」を挙げている。これらの指摘はAの場合も当てはまるものである。

しかし、その一方でこれらの心情は施設退所後に単身で自立した生活を開始する子どもにとっては試練にもなり得る生活場面、心情であることをAの事例は物語っていることを忘れてはならない。インケアからリービングケアの間に施設利用者である子どもたちの単身生活に対する心的耐性を醸成することも支援のプログラムとして定着させる必要がある。換言すると、難しいことではあるがアドミッションケア、インケアの段階からリービングケアまでの予測と見通しをもって支援を行う必要がある。また、彼らが環境に応じて生活を維持するに必要な支援内容を施設と児童相談所との間で十分協議することが求められる。

Aは施設での生活について、「実家にいるよりも生活に幅ができた」「何かをやるのに選択肢が持てた」ことを挙げプラスの評価をしている。Aが施設職員の理解のもと始めたバンド活動やライブ活動は、施設以外の者との交流を実現し、結果的に専門学校中退後の就職に役立っている。実家では支配的な母親により選択の余地がない「決められた生活」であったが、施設での生活において選択肢が提示されA自身が自ら選択し決定する経験を積めたことは、退所後の生活が常に自らの判断で決定することの連続であることから、Aにとって貴重な経験であった。

### (3) 退所後の支援について

永野と有村(2014)<sup>9)</sup>は、東京都、大阪府、静岡県、埼玉県<sup>10)</sup>で実施した退所者への調査結果や自らの調査結果から、①高校中退者の多さや大学進学率の低さから教育機会の格差がある、②生活保護受給率が同年代と比較して非常に高く深刻な経済的困窮に陥る者がいる、③家族による経済的扶助が期待できず、退所者自身の稼ぎに生活すべてがかかっており、就労が困難になったと同時に重度の経済的困窮の状態になる、等退所者の状況を分析し、措置解除された者の生活状況を「デブレーション」と表現している。

前述の伊部は、家庭復帰の結果が必ずしも積極的に選択されたものではない事例が存在することを示し、①家庭復帰による措置解除は、支援の終結ではなく、予測される危機へのモニタリングと対処が必要であること、②家庭復帰した者がSOSを発信可能な関係(施設、職員、他の社会資源)を構築しておくこと、③親への支援は、入所と同時並行的に行われるべきこと、④退所後は当事者のライフステージにあった支援が必要であることの4点を指摘している。

また、家庭復帰について西澤(2007)<sup>11)</sup>は、科学的な検討を経ない「伝統的家族養育観」による「未熟な再統合」の危険性を指摘し、「親を支援することで子どもの問題を解決する」というパラダイムを転換し「親と対立してでも子どもを守る」ソーシャルワークが必要であり、「援助の結果としての再統合」の視点が必要であると主張している。厚生労働省が示す「子ども虐待対応の手引き」<sup>12)</sup>では、分離していた親子が再度一緒に暮ら

す支援(re-unification)と分離生活を続けながら親子としての関係性を再構築する支援(re-integration)を「親子の再統合」としている。また、同省の「社会的養護関係施設における親子関係再構築支援ガイドライン」(2014)<sup>13)</sup>においても同様な定義付けが行われている。ガイドラインが「家族再統合」ではなく「親子関係再構築」という表現を使用した点に、同居という形式だけでなく、むしろ親子間の機能の改善や維持に力点を置き、子どもの自尊感情の回復に目的を置いて親子関係の再構築を考えた工夫が読み取れる。

藤間(2014)<sup>14)</sup>は、児童自立支援施設の職員に面接を実施し、就労が困難な子どもの場合、保護者や家族状況に不安がありながらも当面の生活根拠を確保するために消極的に家庭復帰が選択されるケースがあることを前述の伊部同様に指摘し、その際には「親は変わらないことをわからせる支援」を行い、親との関係を客観視し相対化させる「距離化」が必要であることを述べている。

筆者はかつて教護院(現在の児童自立支援施設)の教護、また、児童相談所の児童福祉司として勤務した経験がある。施設に入所中で親と分離状態にある子ども、あるいは在家庭で親と同居する子どもとのかかわりの中で、「変わらない親」、「変わらない親」の存在を目の当たりにしたとき、変わらない親を前提にそれを乗り越えることが必要であり、子ども自身の生活の安定と安全が保てるよう自立するよう支援を行った経験がある。

筆者の経験からも「距離化」及び「結果としての家族再統合」は、子どもが「変わらない親」の生活環境に巻き込まれること防ぎ、従来の生活環境から脱出するためにも必要な考え方である。この考え方及び支援は、アフターケアだけで可能なものではなく、インケアからリービングケアまでの時間的経過を有効に活用して実施すべきものである。Aの場合も、まさしく経済面を理由として家族との形態的統合が行われているのであり、家族としての精神的統合・交流には至っていない。しかし、現時点でのAと両親の関係性を勘案すれば妥当である。

櫻谷(2014)<sup>15)</sup>は、児童養護施設退所者への面接を行い、アフターケアにおける児童養護施設職員の役割について、「日常的な生活支援」(家事、



育児支援等),「生活問題への対応・解決」(転職・転居相談,結婚・離婚相談等),「精神的な支え」,「親子関係の再調整」,「自分史の再構築」などを含む包括的な支援が期待されているとしている。その支援を行うには,職員と入所中の子どもとの間に信頼関係が構築されなければならないし,子ども自身に基本的な信頼感が獲得されていなければ困難である。Aの場合も,多くが決定した後の突然の申し出に対して施設全体が彼の意向に沿った行動が可能であった背景には,施設,施設職員そしてAとの間で相互の強い信頼関係が構築されていたことが最も大きな理由であったことは,面接結果からも明らかである。

アフターケアはそれだけで効果を発揮できるものではなく,インケアから連続する支援の延長線上になければならない。また,長期にわたる支援を結実させるには,当時の職員がそこ(施設)に居続けることが重要である。しかし,職員が同一施設に居続けることが不可能な場合も多く想定できることから,相澤(2008)<sup>16)</sup>も指摘するように施設そのものが彼らにとって「実家」となることができる機能を整備することが必要である。これは,職員個人という「点」による対応から施設全体による「面」での対応に移行することが必要であることを示している。

また,櫻谷<sup>17)</sup>,相澤<sup>18)</sup>がともに指摘するように,現行の児童福祉法の満年齢である18歳に達するまでは,高等学校への進学の有無にかかわらず,また,仮に中退した場合も含め支援を継続すること,同法第31条の規定により満20歳に至るまでは施設措置の延長が可能であることから当該制度の積極的な活用が必要である。

厚生労働省は同法第31条による措置期間の延長について,大学等への進学後や就職後,あるいは中学卒業や高校中退による就職の場合であっても生活が不安定で継続的な支援が必要な場合は,里親委託も含め措置の延長を積極的に活用しよう通知<sup>19)</sup>を发出している。同通知はさらに,進学した者が満20歳に達した後も家庭復帰が困難な場合は食費等の実費を徴収するなどして,施設から通学させることも認めている。Aが生活した児童養護施設の所在地であるX県の各児童養護施設では,高校在学者等が卒業時までの措置延長は実

施しているものの,その後の20歳までの延長は積極的には実施していない実態がある。また,同県には自立援助ホーム<sup>20)</sup>は,1か所しかなく制度として十分な活用が図られているとは言えない状況にある。自立援助ホームが開所しにくい事情,例えば運営費の額,等を丁寧に検討し,設置しやすくすべきである。

相澤はさらに,義務教育終了後から30歳程度の青少年の自立を支援する「青少年自立サポートセンター(仮称)」の設置し,施設を退所した者の支援展開を行うことを提案している。この試みについては筆者も大いに賛成である。年齢の上限をどこに設定するかは議論の余地があるにしても,少なくとも大学卒業年齢,最低でも20歳代半ば,くらいまでの支援継続は必要であると考えている。

#### (4) 新たな取り組み

2011年4月に東京小金井市に児童養護施設,自立援助ホーム等を就労・就学で自立した退所者の相談所「アフターケア相談所ゆずりは」を児童養護施設と自立援助ホームを運営する社会福祉法人が開設した。高橋(2013)<sup>21)</sup>は,同所の支援理念を「退所者をホームレスにしない,犯罪者にしない,自殺させない」と述べ,本当に支援を必要とする子どもたちが,生きていくために有効な支援と資源を提供可能な相談システムを確立することがその役割であると報告している。開所年度は,退所者相談者72人,電話・メール相談延べ3,000件,来所相談477件,同行支援200件,面会支援200件であったとのことである。退所者からの相談内容は複雑なもので専門的知識が必要なことが少なくなく,退所者が在籍していた施設,弁護士,警察,精神科医,役所との連携と既存の支援システムをフル活用することが求められ,同相談所だけの対応ではなく,他機関との連携により有効な支援が可能となると述べている。また,相談支援活動を通じて「施設に迷惑をかけたくないから相談できなかった」という相談者が多い事実から,「支援が必要な時(困った時)は,いつでも施設に相談に来て大丈夫」であることを入所中に十分伝えることが必要であるとしている。

なお,同相談所が開設される以前に高橋(2010)<sup>22)</sup>は東京都内の児童養護施設に退所者に対するアフターケアに関する調査を行い,児童養

護施設職員の離職率が高く、職員の約60%が経験年数4年以下であること、アフターケアを行う時間帯や経費問題が整備されていない等から「継続的な支援の困難性」を指摘していた。これらの経験の結果としてのアフターケア専門の相談所の開設に至ったとのことである。

2014年度の国の予算<sup>23)</sup>において退所児童アフターケア事業と児童養護施設等の就業支援事業が一体化され、児童家庭支援センターの事業に位置付けられた。これにより子ども側からは相談窓口が一本化されたことになる。統一化されたメリットは認める。しかし、本来は児童家庭支援センターの予算ではなく、児童養護施設等の社会的養護関係施設への措置費に位置づけ、施設職員の対応実態に合致した予算内容として対応すべきである。今後さらに予算上の工夫が必要である。

各自治体においても児童養護施設や里親委託が終了し自立した子どもたちに対する支援策を講ずる動きがみられるようになってきている。以下いくつかの例を紹介する。

①2012年横浜市<sup>24)</sup>は、「施設等退所児童のためのアフターケア事業（よこはま・イツモ・プロジェクト）」をNPO法人に委託し施設在所児童から退所児童を対象に就労、学業継続への支援等を実施している。②2013年栃木県では、社会福祉法人や里親連合会など13団体を組織する「とちぎユースアフターケア事業協同組合」<sup>25)</sup>を設置し、生活資金の無利子貸し付け、キャリアカウンセラーによる就業面の支援等を行っている。③2014年横須賀市<sup>26)</sup>は、施設退所者の就職や住宅確保のための組織として「地域の架け橋横須賀ステーション」の設立を決定した。

このほか、児童養護施設出身者の大学・短大への進学率が低い<sup>27)</sup>ことから、進学した者の授業料免除、奨学金の給付を行うところも見られるようになってきている。

最後に国の動きである。政府は、2014年8月29日、「子供の貧困対策に関する大綱～全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指して～」<sup>28)</sup>を定めた。それによると、わが国の子どもたちの貧困率が先進諸国の中で高い<sup>29)</sup>ことを基本認識として、貧困の世代間連鎖を断ち切るため、当面の重点施策として、児童養護

施設入所中の子どもたちへの学習支援、自立援助ホームに入居する子どもたちに対する相談支援、就職活動支援など、児童養護施設退所者等のアフターケアの推進。児童養護施設等を退所する者が安心して就職、進学、アパート等を賃借することができるよう身元保証人を確保するための事業を行う、としている<sup>30)</sup>。これまで、児童養護施設等を退所した者が就職やアパート等の賃借に関して施設長等が保証人となる制度<sup>31)</sup>は2007年から実施されているが、今後も引き続き生活全般を支援する施策が行政と社会福祉法人等民間の活動の適切な組み合わせによってより広範に行われることが必要である。

## 7 終わりに

社会的養護を必要とする子どもに対する支援は、社会福祉政策・施策としてのマクロの視点と子どもの生活を保障し支援するミクロの視点が必要であり、両者の適切な組み合わせが成立した時に支援の総合力を発揮することとなる。マクロ視点をより有効なものとするのは、ミクロ視点での生活上の幸福感の積み重ねである。その意味で、社会的養護事例の臨床研究は意義がある。

施設退所者の臨床研究が可能な対象者は、施設と良好な関係にある例であることから、対象者の偏向性が否めない。しかし、偏向性の解消の努力をしながら、今後も臨床研究例を増やし支援のあり方やその質的向上、標準モデル化を模索することが求められる。このようなミクロレベルの積み重ねが重要であることは間違いない。

今後もミクロレベルでの臨床研究を積み重ねるとともに、施設を退所した子どもたちの追跡調査も実施してみたいと考えている。

最後に今回の研究にご協力いただいたA氏、児童養護施設Z並びにA氏の当時の担当職員に謝意を表したい。

### <引用文献>

- 1) 厚生労働省(2014年)「平成25年度福祉行政報告例概況」p7
- 2) 厚生労働省「児童養護施設入所児童等調査結果(平成25年2月1日現在)」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局)

- 3) 厚生労働省 (2014年)「福祉行政報告例」2013年度第13表
- 4) 山梨学院短期大学専攻科保育専攻の学生の修了論文作成のための面接を実施した。  
筆者は面接のコーディネーターまた補助面接者として同席した。このほかに記録係りとして同専攻科学生1人が同席。  
面接の詳細は、内田早紀「児童養護施設退所児童の「自立」について～退所児童への面接を通して～」(平成26年度大学評価・学位授与機構提出論文)参照。
- 5) 2005年児童福祉法の一部改正により、市町村が児童相談の窓口として法定化された。児童福祉法第10条第1項第3号
- 6) 加賀美尤祥 (2008年)「社会的養護の担い手の課題と展望—養育論形成の序に向けて—」社会福祉研究第103号 pp44-45 財団法人鉄道弘済会
- 7) 伊藤嘉余子 (2010年)「児童養護施設入所児童が語る施設生活—インタビュー調査からの分析—」社会福祉学 Vol.50-4 (No92) pp82-94 日本社会福祉学会
- 8) 伊部恭子 (2013年)「施設退所後に家庭復帰をした当事者の生活と支援—社会的養護を受けた人々への生活史聞き取りを通して—」佛教大学社会福祉学部論集第9号 (2013年) pp1-26
- 9) 永野咲・有村大士 (2014年)「社会的養護措置解除後の生活実態とデブリバージョン—二次分析による仮説生成と一次データからの示唆—」社会福祉学 Vol.54-4 (No108) pp28-40 日本社会福祉学会
- 10) これまで実施されている調査は、東京都 (2010年度)、静岡県 (2011年度)、大阪市 (2011年度)、埼玉県 (2012年度)、神奈川県 (2012年度)、各都県が過去5~10年間の退所者について調査を実施している。(永野・有村の分析には神奈川県を除く。)施設を通じて調査所の郵送をしているが回答率の低さと施設から連絡が取れる退所者であって対象が限定されるなどの課題がある。神奈川県は、施設職員に過去の退所者についての調査を実施。静岡県は児童養護施設協議会、神奈川県は児童福祉施設職員研究会が実施主体。他の都県は行政が実施。
- 11) 西澤哲 (2007年)「家族の再統合—子ども虐待への対応における福祉と心理の協働—」社会福祉研究第98号 pp19-25 財団法人鉄道弘済会
- 12) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課「子ども虐待対応の手引き」(2013年8月改正版) p203
- 13) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課(親子関係再構築支援ワーキンググループ事務局) (2014年) p6
- 14) 藤間公太 (2014年)「家族再統合の諸相—ある児童自立支援施設の実践から—」家族社会学研究 Vol.26No.2 pp127-138 日本家族社会学会編
- 15) 櫻谷真理子 (2014年)「児童養護施設退所者へのアフターケアに関する研究—社会的自立を支えるための施設職員の役割を中心に—」立命館産業社会論集第49巻第4号 pp139-149
- 16) 相澤仁 (2008年)「施設退所後の年長児童への新たな支援策」社会福祉研究第103号 pp47-53 財団法人鉄道弘済会、
- 17) 前掲、櫻谷 p146
- 18) 前掲、相澤 pp52-53
- 19) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」(雇児発1228第2号平成23年12月28日)
- 20) 児童福祉法第6条の3第1項に定められた児童自立生活援助事業を行う場を指す。厚生労働省「社会的養護の課題と将来像の実現に向けて」(201年10月版)によると2012年3月1日現在全国に113か所あり、430人が生活をしている。(厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ)
- 21) 高橋亜美 (2013年)「社会的養護のもとを巣立った子どもたちの相談所」子どもと福祉 Vol.6 pp22-25 明石書店
- 22) 高橋亜美、藤原由美「児童養護施設等退所者のアフターケア支援の取り組み」pp1-23 2010年度一般研究助成最終報告書
- 23) 全国児童福祉主管課長会議 (2014年2月26日) 説明資料12 (p216)、添付資料5 (pp302-305)、別添資料7 (p311)
- 24) 横浜市市長会見資料 (2012年9月25日) 横浜市子ども青少年局こども家庭課
- 25) 読売新聞 (2014年6月26日 東京朝刊)
- 26) 東京新聞 (2014年11月19日 朝刊神奈川版)
- 27) 読売新聞 (2014年9月24日 東京朝刊)、文部科学省学校基本調査 (2014年5月1日現在) による

と高校卒業生（現役）の53.9%が大学・短期大学へ進学。専門学校には17%となっている。（2014年12月19日公表）

- 28) 閣議決定2014年8月29日
- 29) 厚生労働省（2012年）子どもの貧困率16.3%。  
（2010年 OECD 加盟34か国中25位）
- 30) 子どもの貧困対策に関する大綱（2014年）p13,  
p16
- 31) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「身元保証人確保対策事業の実施について」（2007年4月23日雇児発第0423005号）

#### <参考文献>

- (1) 伊東嘉余子（2012年）「児童養護施設退所者のアフターケアに関する一考察—18歳で措置解除となるケースに焦点をあてて—」埼玉大学紀要 教育学部61(1) pp149-155
- (2) 認定NPO法人ブリッジフォースマイル調査チーム（2013年）「全国児童養護施設調査2012社会的自立に向けた支援に関する調査」
- (3) 認定NPO法人ブリッジフォースマイル調査チーム（2014年）「全国児童養護施設調査2014社会的自立に向けた支援に関する調査」

本学では、児童養護施設出身者に対する支援として1980（S55）年に入学金、学費を免除する「給費生」制度が導入された。その発端は、児童養護施設への実習で学生が入所児童の「保母さんになりたい」との夢を聞いたことから学生と教職員が始めた募金活動であった。その後1994（H6）年に、「自立援助奨学金制度」として整備され、さらに、2007（H19）年には、本学法人として規程の整備が行われ「山梨学院短期大学長期的自立支援に関する規程」として現在に至っている。同規程では、在學生に経済的支援、就学支援、就職支援、心理的支援、生活支援を行うこととしており、卒業後も30歳になるまで支援が継続が可能となっている。現在も本制度が県内外の施設に有効に活用されている。